

仕様書

1 事業名称

令和7年度此花区広報企画編集業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 趣旨

此花区では、ターゲットを意識した効果的な媒体選定を行うことで、あらゆる世代の区民が必要な情報を容易に収集できる広報を目指している。広報においては、区民の興味や関心を引くとともに、区民の求める情報を端的に伝え、「伝わる広報」として区民の地域コミュニティへの参加やまちづくりへのアクションにつながる土台作りを目的とする。

区の広報媒体のうち広報誌から情報を得る区民の割合は高く、広報誌は区の広報の中心を担っている。（配布実績：約35,700部/月令和6年8月時点。）また、海外や全国から集客する此花区において、デジタルサイネージやSNSの媒体を通して、此花区の情報や魅力を発信するため、動画での広報も必要である。訪れたいまち、住みたいまち此花を目指すため、あふれる魅力が瞬時に見て伝わる動画の作成が必要である。

4 広報誌規格

完全版下原稿

※誌面の書体、カラーはユニバーサルデザインに配慮したものであること。

ア A4判、差込み製本（針金なし）

イ 文字

記事の本文の文字は12級を基本とし、UDフォントを使用する。

ウ カラー

全面カラー（墨字は単色）とする。

エ 面数

16ページ 6回（下記以外の月）

20ページ 6回（5月、8月、10月、12月、2月、4月（予定））

※各月、市政情報面「大阪市民のみなさんへ」については、校了データ（A4版6ページaiデータ）を発行日の10日前に提供する。

5 誌面構成

構成は、概ね次のとおりとする。ただし、必要に応じて掲載頁数やページの位置を変更する場合がある。

(16面)	内容
1面	表紙
2面～3面	特集面（業者企画提案）
4面～5面	区政面（暮らし・募集・イベント）
6面～9面	区政面（情報記事）
10面～15面	市政情報面
16面	最終面

(20面)	内容
1面	表紙
2面～3面	特集面（情報記事）
4面～5面	区政面（暮らし・募集・イベント）
6面～9面	区政面（情報記事）
10面～11面	区政面（情報記事）
12面～13面	区政面（情報記事）
14面～19面	市政情報面
20面	最終面

誌面の作成については、別紙1「編集基本方針」のとおり。

6 動画作成

年6回、広報誌の特集と連動した内容で動画を作成する。動画の作成については、発注者と編集会議にて協議を行い、発注者の指示に従うこと。動画は1分以内の縦型（16:9）のショート動画とし、取材、撮影から編集までを行ったうえで、発行月前月の10日までに当区へ提出する。制作した映像の加工、編集等（必要に応じてテロップ、音楽、ナレーションの挿入）の作業により、だれもが分かりやすい内容とする。

7 業務内容

(1) 編集会議

特集面（16ページの月の特集2ページ分）と動画作成について掲載月の前々月の5日頃に編集会議を行う。受注者は編集会議までに使用する写真のイメージや構図、レイアウト等について発注者と打ち合わせを行い、編集会議の場で企画を提案すること。

なお、受注者は令和7年度此花区広報企画編集業務委託公募型プロポーザルにおいて提案した年間計画について、発注者の修正指示をふまえ、再度年度当初に提出することとする。また、年間計画は流動的なものであるため、必要に応じて、当企画提案の適宜見直しを行い、発注者と協議を行うこととする。

(2) 企画・編集

・企画・編集(ラフ・執筆・コピーライト・デザイン・レイアウト・イラストの作成)を行うこと。

- ・デザインにあたっては、内容に合ったキャッチコピーや見出しを作成・提案すること。
- ・16 ページの月の特集 2 ページ分は、企画提案及び取材撮影（記事作成にあたり必要な取材・写真撮影・執筆を含む）をすること。2 月に 1 回は、動画作成用の動画撮影も同時に行うこと。肖像権や著作権について必要な手続き及び協力者や撮影地への交渉・許可を行うこと。
- ・発注者からの提出原稿（広告原稿の編集等を含む。）からも同様に記事作成すること。その場合、発注者から受注者への広報誌原稿等の引き渡しは、原則として発行月の前々月の 15 日頃とするが、発注者の都合により前後することがある。Word・Excel・JPEG 等のデータを、電子メール（Eメール）等で提供する。
- ・必要に応じて、広告データの修正を行うこと。
- ・市政情報面は、校了データ（A4 版 6 ページ ai データ）を発行日の 10 日前に提供するので、ヘッダーとフッターをつけること。

(3) 校正

【広報誌】

- ・初稿作成後及びその後の校正指示反映後は、速やかに PDF 形式でデータを面ごとに提出すること。（PDF データは特にデザイン性が高い部分（ロゴ等）を除き、テキストとして認識可能な形式とすること）
- ・校正回数は初校、2 校、3 校、最終校正の 4 回を基本とするが、校正は責了とせず、校了まで繰り返し行う。また、発注者の都合により、校正の途中で一部または全部の見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラストの差し替えをすることがある。
- ・色校正については、印刷業者に本誌校正を提出させたあと、原則 1 回の範囲内で校正指示を行うことがある。

【動画】

- ・発行月前月 10 日までに当区へ提出した後、発注者の指示を踏まえ、原則 1 回の校正を行う。

(4) ホームページバナーのデザイン及び校正

発注者が指定するものについて、ホームページに掲載するバナー、掲載記事に関連する各種印刷物刷り込みデータ（2次元コード・ロゴ等）のデザイン作成及び校正を行う。バナーデータのサイズについては、契約後別途指示する。

(5) 音声・点字用ワードデータの作成（1 種）

別紙 2 『「音声・点字用テキスト・ワードデータ作成時の主な留意点」』の作成方法により提出すること。（「大阪市民のみなさんへ」「広告」部分を除く）

8 納品

(1) 編集会議から校了日まで

- ・校正用原稿データ（修正ごと。1 ページあたり 1MB 以下の PDF データ）
- ・マスコットキャラクターポーズ等（ai ファイルでアウトライン済み・アウトライン前のもの、PNG 形式 及び JPEG 形式のもの。ファイル圧縮はしないこと。）

(2) 校了日

- ・広報誌校了データ（PDF、原則 1MB 以下）
- ・動画データ（mp4 形式）

(3) 校了日の翌営業日

- ・校了データ（アウトライン前の Illustrator(.ai)データ、PDF、原則 1MB 以下）
- ・校了データ（アウトライン後の Illustrator(.ai)データ、PDF、原則 1MB 以下）
- ・校了データ（JPG）
- ・音声・点訳用ワードデータ（Word）
- ・ホームページ掲載用 PDF データ（広告データありなしそれぞれ各 1MB 以下）
- ・ホームページ用バナー（ai ファイル、PNG 及び JPG）

・ 1面JPGデータ 2種類

- ① 全面（500KB以下）ファイル名はkonohana+西暦月とする。

（例令和 6 年 5 月号ならkonohana202405）

- ② 一番上から広告までの（記事の個所のみ）を縦210px にサイズ変更（縦横比固定）したもの（1MB以下）ファイル名はimg_pub（毎月同じ）とする。

すみやかに上記全てのデータの納品は E-mail で行うこと。なお、事前に納品媒体のウイルスチェックを確実に行うこと。

※発注者が指定するデータを、別途指定する納品先へ E-mail で行うこと。

※上記のすべての Illustrator(.ai)データは Windows 版及び Macintosh 版の CS5 で正しく閲覧、操作できる状態で納品すること。必要に応じて各データについて、ai ファイル、PDF、Word、PNG、JPG 等のデータを依頼することがある。

(4) 令和 8 年 4 月号校了後

- ・期間中全ての号の最終校正を反映した完成データ（ai ファイル又は InDesign ファイルでアウトライン済み・アウトライン前のもの、ファイル圧縮はしないこと）を電磁的記録媒体にて納品すること。

9 業務スケジュール

各月の業務スケジュールは、発注者と調整すること。

10 契約金額

(1) 契約金額

契約金額は、取材、誌面の編集・プレゼント企画に関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

(2) 支払い

本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料について、契約書の手続きにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月 1 回を超えることができない。

11 一括再委託の禁止

【再委託に関する項目を設ける】

1 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 企画・編集業務（イラスト作成は除く）

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する*。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 その他

(1) 履行方法

受注者は企画・デザイン等について、別紙1「編集基本方針」を十分に踏まえたうえで作成した原案を発注者に提出して、その審査を受けること（提出時期（おおむね発行月の前々月の20日ごろ）は発注者が指定する）。審査の結果、原案が発行趣旨・編集方針に合致しないと判断した場合、発注者はその変更あるいは新たな原案の作成を指示することがある。この場合、受注者・発注者双方協議のうえ、新たな原案の作成を行う。

作成にあたって、記事の差替え、レイアウト変更時に迅速かつ柔軟な編集体制が求められる。

少なくとも出稿前や校了前から校了日当日においては、他業務に優先させる体制を整えること。

(2) イラスト

本業務により制作されたページについては、大阪市が著作権を保有することとし、イラスト等については、二次利用も含め、大阪市がオープンデータとして活用する（※「大阪市オープンデータの取り組みに関する指針」に基づく）など、自由に使用できるものとする。

(3) その他

- ・発注者が提供した原稿等は使用后、返却すること。
- ・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・すべての成果物（写真（未使用含む）、イラスト、デザイン、キャッチコピー、企画案等）に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。写真・イラスト等については、広報誌以外にも此花区ホームページや此花区役所公式SNS等にも掲載を行うことがある。

- ・納入前に作成された広報誌のデータ等を引き渡すよう発注者から依頼のあった場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- ・発注者とのやりとりは、日本語で行うこと。
- ・契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ定める
- ・契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈に従うこと。

13 連絡先

此花区役所 まちづくり推進課（総合企画） 担当：榊原・古田
電話 06-6466-9975